定款

倉庫精練株式会社

倉庫精練株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は倉庫精練株式会社と称し、英文では SOKO SEIREN CO., LTD. と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は本店を金沢市に置く。

(目的)

第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 各種繊維製品並びにその原料の精練、染色、捺染およびその他の加工
- 2. 各種繊維品の製造および販売
- 3. 建材、室内装飾品等の製造、加工、販売並びに建造物の設計お よび施工
- 4. 染料、薬品、その他各種化成品の製造販売
- 5. 染色加工機械、その他各種産業機器の設計、製造および販売
- 6. 倉庫業
- 7. 前各号に関する技術および情報の販売
- 8. 前各号に附随関連する一切の事業
- 9. 前各号の事業に直接または間接に必要な事業に対する投資

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査役
 - 3. 監查役会
 - 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむ を得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場 合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、570万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる 権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株 予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、 その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿 管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款 のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、 臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長 に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順 序により他の取締役がこれにあたる。

(定時株主総会の基準日)

- 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (電子提供措置等)
- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの

全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないことができる

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、 その議決権を行使することができる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当 会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任及び解任の方法)

- 第19条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。
 - 2 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 会社法第 329 条第 2 項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、 専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受

ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議 によって定める。

(取締役会招集の通知)

第24条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日 の3日前に通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この 期間を短縮することができる。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会に おいて定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第26条 当会社の監査役は4名以内とする

(選仟方法)

- 第27条 監査役は株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (任期)

- 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査役の欠員に備えて株主総会において補欠の監査役を選任した 場合、その選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開 始までとする。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前に通知 を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会に おいて定める監査役会規程による。

第6章 顧問および相談役

(顧問および相談役)

第33条 取締役会において必要と認めるときは、その決議によって顧問または相談役を置くことができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年 とする。

(期末配当)

第35条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主 名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期 末配当を行うことができる。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主 名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中 間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経 過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れ るものとする。

(附則)

- 1 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 15 条 (電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の 日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の 日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改 正 昭和 26 年 12 月 20 昭和 27 年 6 月 25 昭和 29 年 6 月 29 日 昭和 31 年 5 月 26 日 昭和 31 年 11 月 28 日 昭和 32 年 11 月 27 日 昭和 36 年 5 月 26 日 昭和 36 年 11 月 28 日 昭和 37 年 11 月 28 日 昭和 46 年 11 月 30 日 昭和 48 年 5 月 31 日 昭和 49 年 5 月 31 日 昭和 50 年 5 月 30 昭和 57 年 6 月 29 日 平成 2 年 6 月 28 平成 4 年 6 月 26 平成 6 年 6 月 29 日 平成 14 年 6 月 27 日 平成 15 年 6 月 27 日 平成 16 年 6 月 29 平成 18 年 6 月 29 日 平成 21 年 6 月 29 日 平成 22 年 6 月 25 日 平成 30 年 10 月 1 日 令和 4 年 6 月 24 日